

書面による関係者からの意見陳述における  
構成員の意見等に対する関係者からの回答  
(第3回会合関係者ヒアリングの代替)

# 1 日本放送協会様

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
<p>3頁 【質問】</p>	<p>2年前、日本からの国際的な映像情報発信の強化をめざし、大きな期待を担ってスタートした映像国際放送ですが、二年たった今、当初目標としていたものに比して見込み違いであったこと、当初考えていたよりうまくいっていることなどがあればご開陳ください。【村上座長代理】</p> <p>この震災および原発事故については、どのような姿勢で、どのような情報発信をさせていただいていますか。【村上座長代理】</p> <p>東北関東大震災後、わが国からの映像情報発信はますます重要性がたかまっていくと思います。この震災後の映像情報発信をどのように展開していこうとしているかについてご教示ください。【村上座長代理】</p> <p>インターネットでの情報発信をスタート当初から取り組んでおられますが、これについてはどのように自己評価していますか。改善すべきと考えることがあれば述べてください。【村上座長代理】</p> <p>有償サービスにするか無償サービスにするかは、どのような基準で決定しているのでしょうか。【小塚構成員】</p>	<p>• 4月22日(金)の第5回会合におけるヒアリングの場での回答を希望。</p>
<p>4, 7, 8 頁 【質問】</p>	<p>数多くの国際販売実績を有する上で、どのような要件(コンテンツクオリティ、価格、販売チャンネル、プロデューサー人材能力、放送局ブランド等)が国際展開のカギとなってきたとお考えでしょうか。またそのようなケイパビリティは貴局内で持続的に維持し得るものなのでしょうか。【古嶋構成員】</p> <p>他国事業者との共同制作を実施するにあたり、貴局の関連人材の育成方針/バックアップはどのようなものなのでしょうか。【古嶋構成員】</p>	

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
	<p>コンテンツの国際展開にあたり、国に期待する具体的な要望はどのようなことでしょうか。【古嶋構成員】</p>	<p>・ 4月22日(金)の第5回会合におけるヒアリングの場での回答を希望。</p>
<p>5、6 頁 【質問】</p>	<p>特にアジアにおけるNHK番組の評価は高く、日本文化の進展に貢献していると思います。NHKニュース等NHKの放送を視聴できる国も多く、海外ではNHKの存在感が大きいと思料いたします。【三尾構成員】</p> <p>大河ドラマ等の主要な番組と地域等で制作された番組(例えば龍馬伝ですと、長崎や、高知局制作のコンテンツ等)を組み合わせたり、オンデマンドの配信コンテンツと放送番組の販売を組み合わせる等のご検討や、また、コンテンツの販売方法やその内容について、アジア諸国別に検討されていること等ありましたらご教示いただきたいと思います。【三尾構成員】</p>	
<p>6頁 【質問】</p>	<p>素材販売の際の価格は、どのように決定しているのでしょうか。【小塚構成員】</p> <p>素材化するクリップの抜き出しと編集の方針について教えてください(どのようなポリシーで、どんな素材を、どのくらいの尺でクリップ化しているか)。【細井構成員】</p> <p>メタデータ等の検索条件について教えてください。またダブリンコアなどのデータベース規準の対応状況やポリシーがあれば教えてください。【細井構成員】</p>	
<p>8頁 【質問】</p>	<p>コンテンツの海外展開、国際販売を考えていく際に、他の企業と連携をしていくことは、重要な戦略と思われます。その際に、障害となっているのは、どのような規制・ルールなのでしょうか。【柳川構成員】</p> <p>何が変われば国際販売がやりやすくなるのでしょうか。【柳川構成員】</p>	

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
8頁 【意見】	経済界の動きとコンテンツの輸出を一体して行うことが有意義であるとの点は全く同感です。【三尾構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月22日(金)の第5回会合におけるヒアリングの場での回答を希望。</li> </ul>
---	<p>日本製コンテンツのより積極的な海外展開に向け、制度上のNHKの業務範囲の拡大をするとすれば、NHKとしては、どのようなことを期待/希望されているのでしょうか。【音構成員】</p> <p>今後もODA予算等による番組の海外向け無償提供は必要と思われるが如何でしょうか。【末吉構成員】</p> <p>番組の海外向け有償提供の促進のためには、どの点についての支援が日本政府に望まれるのでしょうか。【末吉構成員】</p>	
---	<p>コンテンツの国際展開にあたり、同局のこれまでのロール/経験は他事業者よりもアドバンスなものであると想定しています。同局の知見やナレッジを共有することを期待します。【古嶋構成員】</p>	

## 2 TBSテレビ様

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
2, 3 頁 【質問】	<p>TBSが番組の海外販売において、成功してきた理由はどこにあると考えていますか。【柳川構成員】</p> <p>今後、ネット配信を考えていく場合に、外国人の視聴可能性を考えて多言語化をはかっていくことが必要と考えているか否か。【柳川構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ TBSが地上波放送で培ってきたコンテンツ制作力、フォーマットセールスという新分野にいち早く着目した先見性、外国人スタッフを含む手厚い人材投入等が大きな理由と考えます。</li> <li>◆ 海外で日本の番組のネット配信を展開するためには、当該国の言語に翻訳し、吹き替え・字幕を付けることが必須であると考えます。一方、日本国内でのネット配信は、ドメインをjplに限定して日本人を対象にしておりますので、多言語化は不要と考えます。</li> </ul>
2, 5 - 8 頁 【質問】	<p>数多くの国際販売実績を有する上で、どのような要件（コンテンツクオリティ、価格、販売チャネル、プロデューサー人材能力、放送局ブランド等）が国際展開のカギとなってきたとお考えでしょうか。またそのようなケイパビリティは貴局内で持続的に維持し得るものなのでしょうか。【古嶋構成員】</p> <p>国際展開にあたり、番組販売とフォーマットセールが中心ですが、それ以外の領域でどのような収益機会を考えているのでしょうか。また、そのような収益機会を実現するにあたり、どのような阻害要因（展開国規制、社内ケイパビリティ等）があるのでしょうか。【古嶋構成員】</p> <p>他国事業者との共同制作を実施するにあたり、貴局の関連人材の育成方針/バックアップはどのようなものなのでしょうか。【古嶋構成員】</p> <p>コンテンツの国際展開にあたり、国に期待する具体的な要望はどのようなことでしょうか。【古嶋構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ TBSが長年地上波放送で培ってきた高品質のコンテンツを制作する能力、海外の販売代理店との緊密な連携、外国人スタッフを含むセールス担当者の充実等が国際展開のカギとなってきたと考えます。また、こうした国際展開に必要な要素を、今後も持続すべく注力して行きたいと弊社では考えております。</li> <li>◆ 海外でのコンテンツ配信による収益機会の拡大が今後見込まれることから、TBSとしても積極的にビジネスを展開したいと考えておりますが、無許諾の違法コンテンツを大量にアップしている当該国での違法配信サイトの存在が大きな障害となっております。</li> <li>◆ 海外の事業者とTBSでは、これまでアメリカ、イタリア、中国、韓国との間で共同制作の実績がありますが、相手方や番組の内容によりさまざまなバリエーションがあり、統一したバックアップ体制は組みにくい状況です。</li> <li>◆ 海外における違法な海賊盤（ネット上の違法サイトを含む）の根絶や輸入規制などの障壁の撤廃に向けた当該国政府への働きかけによる解決に期待いたします。</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
4 頁以降 【質問】	<p>放送事業者の中には、海外展開は、売り込みに成功した場合も結局コスト倒れになり、収益に結びつかないという意見もあるが、TBSが収益事業としても成功しているのはなぜだと考えますか。【小塚構成員】</p> <p>オンデマンドサービスが伸びてくると、海外番販に代替すると考えられますか。仮にそのようになっていった場合、直販になるのでコストが下がると考えられますか。それとも、マーケティングのため、中間業者が介在する必要性は残る（オンデマンドへの移行が進むと中間業者を介在させる仕組みが難しくなるので、かえって困難が増す）と予想されますか。【小塚構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 確かに相手国によっては、販売価格等の条件面でビジネスとして成立しにくい場合があることは否めませんが、最近では主要な販売先であるアジアでの市場価格上昇等も見られることから収益性のあるビジネスに発展していると考えます。</li> <li>◆ オンデマンドサービスなど海外で日本の放送コンテンツを流通させるためには、言語の吹き替えや字幕スーパーをかけることが不可欠なため、そのような加工を行う事業者の介在する必要性は残ると考えます。</li> </ul>
9 頁 【質問】	IPTVや携帯電話へのコンテンツの制作に関する貴社の方針及び今後の見込みをご教示いただきたいと思えます。【三尾構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 有望性のある市場と考えておりますので、既成放送番組の再利用だけでなく、利用環境にふさわしい新たなコンテンツの創作も併せて検討して行く方針です。</li> </ul>
1 8 頁 【質問】	iPadやiPhoneやアンドロイド携帯等のグローバルなプラットフォームは、使いようによっては、日本のコンテンツを一気にグローバルな市場にリーチさせる可能性を持っていると考えられます。この面では、どのような展開を考えておられますか。そのような展開をしようとする時の課題は何ですか。【村上座長代理】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 今のところ、一気にグローバル展開を目指すスタンスではありませんが、将来のビジネスの発展可能性として留意して行きたいと考えます。</li> </ul>
---	<p>海外での日本製コンテンツの戦略的な露出アップのため、放送局、映画会社等、日本の映像コンテンツ事業者が、共同で運営組織を立ち上げることはできないでしょうか。【音構成員】</p> <p>今後もODA予算等による番組の海外向け無償提供は必要と思われるが如何でしょうか。【末吉構成員】</p> <p>番組の海外向け有償提供の促進のためには、どの点についての支援が日本政府に望まれるのでしょうか。【末吉構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各社個別の海外への販売促進活動と別個に、そのような共同組織が政府の指導の下に誕生した場合には、参加を検討する準備があります。</li> <li>◆ 日本のコンテンツの市場が未だ存在せず、ビジネスとして成立し得ないような国・地域向けの提供は、従来通り意味があると考えます。</li> <li>◆ 海外における海賊盤（違法配信サイトを含む）の撲滅、日本コンテンツの利用規制の解消等を目指して、国家間の働きかけを希望します。</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
<p>---</p> <p>【意見】</p>	<p>既存の放送事業においては、空中波でのファーストランで完結するビジネスモデルが基本であり、オンデマンド事業を含めたコンテンツの2、3次展開や海外マーケットでの展開など、それとは異なるスキームが立ち上げ難い状況が、日本の放送業界に依然として強くあるのではないのでしょうか。【音構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 放送事業者にとって、地上波放送の広告収入が頭打ちとなってきた状況が厳然として存在しており、放送番組の二次利用ビジネスを拡大して放送外収入をアップすることが共通の経営課題となっています。従って、ファーストランで完結させず、ワンソフト・マルチコースを目指すことこそが今や主流となっていると考えます。</li> </ul>
	<p>ビジネスベースで同局の実績は非常に高いものと評価します。ビジネス機会を阻害する要因について、同局の意見を参照したいと考えます。【古嶋構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ご意見ありがとうございました。</li> </ul>

### 3 凸版印刷様

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
4 頁 【質問】	文化財保存や活用、以外のビジネスインキュベーションを進められている中で、手応えや可能性を感じておられる方向やビジネスモデルがあれば教えてください。【細井構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 手ごたえは感じておりますが、当社の戦略にかかわることですのでお答えしかねます。</li> </ul>
5 ,1 2 頁 【質問】	<p>デジタルアーカイブの産業領域における活用機会や収益インパクトはどのようなものでしょうか。【古嶋構成員】</p> <p>デジタルキュレーター（アーキビスト等）人材に求められる要件はどのようなものでしょうか。【古嶋構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高精度なデジタルアーカイブのノウハウを活かして、医療、観光産業、都市開発分野等での活用機会があると考えます。</li> <li>◆ 文化財に対して敬意を有する事と文化財管理者との継続的な信頼関係を築くことができる人材。その上で多様な文化財に対してさまざまな目的に合致したデジタル技術を熟知している事が重要と考える。何より文化財とデジタル情報との相互関係によって研究と公開に寄与できる能力と感性が必要と考える。</li> </ul>
1 2 頁 【質問】	<p>デジタル文化財創出事業は非常に大きい可能性を持った事業だと思っておりますが、御社の技術は、国内における競合状況はどのようなものでしょうか。また、国際競争力はどのような状況でしょうか。ご教示ください。【村上座長代理】</p> <p>デジタル文化財保存は、国際的に共通な課題だと思われませんが、国際標準化にむけた動きについてご教示ください。また、この面ではどのような課題があるのでしょうか。【村上座長代理】</p> <p>基盤整備として、国からの支援・推進策としてどのようなことを期待されていますか。特に、デジタルキュレーターの育成/活用を掲げられていますが、支援策への期待や他の機関との連携など、現時点では具体的にはどのようなことをお考えでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ デジタル文化財の基盤となるべきデジタルアーカイブ情報においては、一定の仕様の共通化や標準化が必要であるが、サービスやコンテンツは、競合するより多様な技術による魅力的かつ利便性の高い内容のものが多く創出されてくるべきと考えている。特に、文化財VRという分野においては、凸版のコンテンツは、世界的にも独自の領域を開拓し蓄積してきたものとしてトップレベルにあると確信している。</li> <li>◆ 既にヨーロッパでは、デジタルアーカイブに関する標準化の提案が始まっている。この面での日本の対応は、遅れていると認識している。早急な対応を行わなければ世界トップレベルの日本の技術が取り残される可能性がある。</li> <li>◆ 資料P12の提言検討内容 ~ までの全てに対応が望まれる。デジタルキュレーターについては、新たな専門教育のプログラムと働く場が必要であり、その両面を同時を進める必要がある。</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
	<p>【音構成員】</p> <p>「当分野における知的財産の法的整備」という御指摘は、著作権のことでしょうか。それとも、新しい権利の創設などをお考えでしょうか。【小塚構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ デジタルアーカイブには高度な技術と多額の費用が必要となるが、それがより精巧で忠実な再現であればあるほど、成果物の著作物性は低くなるとも考えられる。結果、デジタル文化財が著作権法で保護されないとすれば、収益可能性は著しく低下し、デジタル文化財に対する投資は困難となる。デジタル文化財の本質が複製の容易なデジタルデータであることを鑑みれば、何らかの法的保護が必要であり、且つそれは国際的な保護の枠組みであるべきである。その意味で、法技術として最も親和性が高いのは著作権であると思われるが、著作権法の改正という形をとるか、あるいはこれと異なる枠組みで保護すべきは慎重な検討が必要と考えている。</li> <li>◆ 上記以外の法的問題としては、デジタルアーカイブ時の契約問題が挙げられる。企業と異なり、文化財ホルダーには必ずしもこの分野の契約書のやり取りに慣れていない方々も散見され、契約書の締結自体を忌避される場合もある。デジタルアーカイブ契約の考え方をまとめ、“一般的な考え方”として文化財ホルダーに認知を促す取り組みが必要と考える。</li> </ul>
	<p>作成されたVRコンテンツの著作権の権利は貴社が保有されておられるでしょうか。権利の帰属主体、権利関係について、ご教示いただきたいと思います。【三尾構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化財コンテンツは、永い将来にわたり蓄積され、その時代の目的と技術によって研究、公開されてゆくべきものと考えている。従って素材の権利及び完成品の著作権については、そのデジタルアーカイブからコンテンツ化に至る全ての段階で法律と契約に基づいてクリアしておく必要がある。その観点から、凸版印刷のデジタル文化財の基本的なスタンスとしては、権利保有を前提としている。</li> </ul>
	<p>アーカイブ化されたコンテンツの二次利用に関するお考えをお聞かせください。【三尾構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化財情報は、その対象に普遍的なものが多く、従って陳腐化の速度が遅いため永い将来に向けた活用の可能性が高い。また、</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
	<p>デジタル文化財を海外展開していくにあたっては、どのような手法が考えられますか。その際、障害となりうるのは何でしょうか。【柳川構成員】</p>	<p>戦争や災害などによる文化財の破損、劣化の危険性と共に文化財の保存と公開におけるデジタル情報の必要性も高まりつつある。</p> <p>一方、その活用のイメージを製作時点で明確にする事が難しいため将来の使用に向けた様々な権利保持者に対しての権利交渉を円滑に進めるための良好な関係継続も必要と考える。</p> <p>◆ 文化財情報は、一方的な公開ではなく交流が必要と考える。そのため、学术交流に留まらず、商業的な交流に伴う相互の文化理解を深めるためにも、文化財情報による交流が重要と考える。その際の障害として考えられるものとしては、情報の標準化の問題がある。これは、相互交流を前提とした各国の仕様策定から始まると考えるが、海外では、それが始まっており日本もこれを急ぐ必要がある。</p> <p>また、対応の難しい違法なデジタルコピーの問題が残る。</p>
<p>--- 【意見】</p>	<p>デジタルキュレーターの育成に関しては、日本においても一部の大学で議論が起きております。クリエイターの育成に向けた支援や機関づくりの構想はこれまでも何度か浮上しましたが、諸外国と比較して日本は上手くいっていないと認識しています。他方、海外の先進的な事例としては、米国のナショナル・アーカイブのように、大学と上手に連携している事例や、フランスのINAのように国主導での事例もあります。長期的なビジョンの下、実業界、教育界、行政が連携して日本の実情にあったデジタル人材の育成の枠組み作りが求められていると考えます。【音構成員】</p> <p>コンテンツのデジタルアーカイブは文化/教育用途として大変意義あることではあるが、ビジネス活用においては限定的な効果であると想定しています。本件については本懇談会とは座を別にして検討・討議したい。【古嶋構成員】</p>	<p>◆</p> <p>◆</p>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
	<p>もしも上記質問（事務局注：上記質問）に対する回答が「新しい権利」を求めるものであれば、知的財産権の専門家を集めて、十分な検討を行うに値すると思います。【小塚構成員】</p>	<p>◆</p>
	<p>素晴らしいコンテンツであり、日本文化の発展のために非常に有用なものであると思料いたしますので、今後有意義に利用できる仕組みがあればと存じます。【三尾構成員】</p>	<p>◆</p>
	<p>デジタル文化財は今後、幅広く美術品等も含めて重要になってくると思われる。【柳川構成員】</p>	<p>◆</p>

#### 4 全日本テレビ番組製作社連盟様

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
1 頁 【質問】	<p>コンテンツ制作力の強化のためには、健全かつ適正な製作取引がなされる環境が不可欠と思います。総務省で開催された「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」において、2009年にはガイドラインが作成されておりますが、その後、経済環境やメディア状況の変化を受け、見直し等の必要性を考えておられますか。【音構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ まず、我々の実感としては、このガイドラインの趣旨が各放送局の編成・制作の現場レベルに周知徹底されていないということがあります。そして根本的な問題として、ガイドラインの解釈が放送局と我々とで一致していないということです。更に、この2年の間に完全製作委託番組が大幅に減少するなどガイドラインが前提とした取引関係が変化しております。</li> <li>◆ 部分委託や実質派遣が増加するのは、ガイドライン対策とは考えたたくはありませんが、テレビ局と製作会社が共存共栄するという原点に立ち戻っての基本的な見直しが必要であると考えます。</li> </ul>
	<p>一昨年に、下請法のガイドラインを総務省で策定（事務局注：平成21年2月「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」策定、同年7月第二版策定）しましたが、その効果は現れていますでしょうか。【小塚構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ いわゆる下請法の対象分野では効果があったと思いますが、著作権や窓口業務など権利に関する分野ではほとんど進展がみられませんでした。</li> <li>◆ 前受金の例をとれば、NHKには制度化をしていただきました。民放各社にもお願いしたのですが、「要請に応じて検討する」という従来どおりの回答しか得られず、残念ながら大きな改善はみられませんでした。</li> </ul>
	<p>ガイドラインの策定時には、フォローアップを適宜行う必要性が確認されていたと思いますが、その時期が到来しているとお考えでしょうか。【小塚構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 是非、行政が積極的に問題解決に取り組み、ガイドライン遵守のどこが難しいのかなど、放送事業者の見解を聞いていただきたいと思います。さらに、放送局がこの新しい局面で、どのようなガイドラインを引くべきかの本音も聞いてみたいところです。</li> </ul>
1 or 3 頁 【質問】	<p>視聴率等にとらわれずに、内容的に優れた番組を作成するために最も必要なものは何か、お考えをご教示いただきたいと思ます。【三尾構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 構造的な問題としては、番組内容の決定権は放送局が持っておりますので、放送局の収益をスポットCMに依存している限り、視聴率重視の方針は変わらないと考えています。しかし、スポンサーは自社の企業イメージアップのためにも、良質の番組を求め</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
		<p>ているところも少なくありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 放送局がそうした需要を掘り起こし、タイム提供重視の政策に変換していくことが一番重要だと考えています。また当然のことながら、そのためには広告代理店や製作会社も、良質な番組の企画立案とセールスプロモーションの更なる努力が求められます。</li> <li>◆ 製作会社自身の問題としては、年々制作条件が厳しくなり時間に追われる作業が続いているので、「良い番組とは何か？」ということに向き合う余裕をなくし、それが良い番組作りのための人材育成に繋がらないジレンマを抱え、そこを解消していく自らの努力が求められると考えています。</li> <li>◆ テレビ番組は日本の文化レベルそのものをあらわしていると思います。「どういう番組編成を目指すべきなのか？」編成権や表現の自由と日本の文化論との相関関係は、日本全体で考えていくことではないでしょうか？</li> </ul>
	<p>単にテレビ番組の二次利用ではなく、初めから多目的な「真のコンテンツ」とはどのようなものを指すのか、また多目的の具体的内容について、ご教示いただきたいと思います。【三尾構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 今までのこうした会議で日本のコンテンツの活性化を論じられるときに、映像コンテンツの大半を占めるテレビ番組の2次利用が図られないことが一番の問題と捉えられることが多かったと我々は認識しています。いわゆる「眠っている知財」論議ですが、我々は最初に無料で多くの人が見たものを、どう利用しても多くの収益を上げることは難しいと考えています。</li> <li>◆ そこで、将来的にはゴールデンタイムのエンターテイメント番組などはもっと制作費をかけ、最初にクローズされたメディアの有料放送などではじめるなどの「新しいウィンドウ」の確立が、コンテンツを制作する者の収益を上げていく手段として有効だと考えています。収益が上がれば、そこへお金も人も集まります。それこそがコンテンツ立国への道だと確信しています。</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
3 頁 【質問】	いわゆるクォーター制の導入を求められていますが、これは、制度的に数値を定めることをお求めでしょうか。それとも、現行、NHKが行っているような自主的な目標値の開示を、他の事業者にも求めているということでしょうか。【音構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 最初は、民放各局にも完全外注比率の数値目標を上げていただき、次にその遵守をお願いしていきたいと考えています。数値の遵守はNHKにもお願いしたいと考えています。それが守られないようなら、所轄官庁の指導なり法制化を求めていきたいと考えています。</li> <li>◆ さらに、外注比率の内容も大切です。一部委託や実質派遣を外注比率に加えず、製作者にも権利が残る完全外注でなければ、コンテンツを作り人間のモチベーションを上げていくことはできないと考えています。</li> </ul>
3 - 5 頁 【質問】	放送事業者による内製比率が高まることによって、プロダクション各社が受ける収益上のインパクトは如何なるものでしょうか。また、ATP等の団体による放送事業者との団体交渉にて、交渉を阻害する要因はどのようなものがあるでしょうか。【古嶋構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外注比率が下がれば制作会社の受注総金額が下がるのは自明の理ですが、さらに競争激化による単価の引き下げが生じ制作会社の収益を圧迫します。これは定期的にアンケート調査を行いデータ化していく所存ですが、現状では実際に倒産や廃業に追い込まれる制作会社が増加傾向です。</li> <li>◆ 団体交渉で可能な交渉は限られていますので、多くの問題は個別交渉です。日本のテレビ業界では、制作会社は下請け企業に過ぎません。個々の番組の単価交渉などは各制作会社が直接交渉するため、下請け側の立場の弱さはどうしても出てしまうことを今までのアンケート調査は語っています。また団体交渉の場においても、ATPの交渉当事者の理事も制作会社の経営者ですから、五分五分の立場で席に臨むことは難しいことをご理解ください。</li> <li>◆ その観点からもATPとしては各局と交渉するのではなく、他団体のように民放連と交渉して著作権など共通な問題を制度化していく方法が望ましいと考えています。</li> </ul>
	プロダクション各社の「真のコンテンツメーカー」へ自走するために、「新しいウィンドウ方式の確立」とありますが、具体的にどのようなイメージをお持ちでしょうか。【古嶋構成員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ の回答でも述べましたが、地上波のテレビ放送を最初のウィンドウにしない映像コンテンツ制作のビジネスモデルの確立です。それが、「優れたコンテンツを制作したところに利益がもた</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
	<p>プロダクション各社は市場分散型の産業構造であり、一社あたりの取引費用が高いため、同業種内のM&amp;Aなどによる経営シナジー強化は重要な論点とはならないでしょうか。【古嶋構成員】</p>	<p>らされるシステム」だと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 製作会社自体に今日の衰退の原因があるのも事実です。製作会社そのものが変わっていかなければ問題の解決はできないでしょうし、そのためには「離散の歴史」を繰り返さず「集合の時代」に入っていくことも重要だと認識しています。自らコンテンツに出資していくためには、それは不可欠かもしれません。</li> <li>◆ しかし一方で、M&amp;Aをして大きくなった製作会社が二重の下請け構造を作る可能性もあるので、その点の留意は必要だと考えます。</li> <li>◆ また、企画・制作の競争原理や新規参入のハードル面からは、製作会社が小規模であることが有効に働く一面もあり、巨大化の方向をとらず、ファンドや流通面では資金力や情報力の大きな別企業と連携していくのも有効な手段と考えます。</li> </ul>
<p>4 頁 【意見】</p>	<p>コンテンツ振興政策の中で、製作者の地位の向上や事業環境の改善は、重要なポイントであると思います。ただし、「資金面などでの国の支援」が長期的に見て製作者のためになる施策であるかは、慎重に考える必要があると思います。【小塚構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 製作会社が自らリスクを背負って、権利を保有できるコンテンツを作ろうとしていることへの国の支援は、製作会社の自立と人材育成を考えると重要な施策だと考えます。</li> <li>◆ それは業界全体の創富力の強化にとっても重要なことと思いますし、韓国やヨーロッパ諸国に同じような制度による成功例は多々あります。</li> </ul>
<p>--- 【質問】</p>	<p>放送事業者が発注元の大半を占める現状の番組制作会社のビジネスのあり方からの脱却を意識されて書かれたペーパーと拝見しましたが、より自立的な事業展開を可能とするための政策的な支援としては、上記、クォーター制以外に、どのようなものを期待していらっしゃるのですか。【音構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 製作会社が生き残り、日本のコンテンツの創富力の強化の一翼を担うためには、優位なコンテンツの企画立案力の強化とそれを自らの資金で制作できるようになることだと考えています。</li> <li>◆ そのためには人材育成と資金調達力の強化、そして、映像コンテンツの販売ルートを持っている様々な国内外の企業との連携が必要だと考えています。それは経済活動の競争原理の中では、当然、自助努力でなすべきことだとは認識しております。</li> <li>◆ しかしながら、『製作会社の歴史的脆弱さは日本の放送政策が</li> </ul>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
		遠因にある』という認識もあります。まずその点の解消と、自ら新しい時代に踏み出すための助力を政策面で支援していただければ10000人の映像コンテンツ制作者は新しいモチベーションを持って歩いていけると確信しています。
	制作プロダクションの活力を高めていくために、政府の支援以外にどのようなことが役立つと考えますか。【柳川構成員】	◆ に述べさせていただきました。
--- 【意見】	放送事業者によるコンテンツ外部発注比率の数値目標化の国による推奨に伴い、コンテンツアイデアや番組企画の競争が削がれ、プロダクションによる自走化を遅らせる要因となり得るのではないのでしょうか。【古嶋構成員】	◆ 我々は公正な取引環境が整備されていれば、外部発注が増えることによって競争が増し、番組の質の向上に結び付くと考えます。発注比率が上がっても、企画選定は各局の編成が行うわけだから番組企画の競争がそがれることはないはずで。
	他構成員のコメントにもあったように、コンテンツレイヤでは完全競争が前提であり、人材面の育成/ファイナンススキームの確立に国として関与すべきであると考えます。【古嶋構成員】	◆ 構成員の方から人材育成の面に言及していただくことはありがたいことです。我々の立場だけで申し上げれば、人材育成が出来にくい原点には年々進行する制作環境の悪化があることをご留意いただきたいと願っています。

## 5 日本音楽著作権協会様

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
6 頁 【質問】	<p>流通におけるユーザ利便性と権利者への収益還元がトレードオフとなると考えているのでしょうか。また両立が可能であるとするならば、どのような仕組みを用いることで実現できるとお考えでしょうか（ 補足：権利者への利益還元を優先すれば、DRM、機器認証など流通上でのモニタリング、ユーザ負担が増加。逆も然り）。</p> <p>【古嶋構成員】</p>	<p>◆ ネットワークにおける著作物の流通において、正規流通事業者がビジネスを行っていることを忘れてはなりません。また、ユーザには、正規の事業者から著作物を購入する善意のユーザとすべて違法に無料で著作物を入手しようとしている悪意のユーザがいます。</p> <p>違法流通は、権利者だけでなく正規流通事業者にとっても脅威となっています。現状は、悪意のユーザがすべての利益を享受し、正規流通事業者はビジネスを阻害され、権利者は無断利用だけでなくネット上のモニタリングなどの業務で更なる出費を強いられ損害を被っています。</p> <p>悪意のユーザの利便性と権利者への収益還元は両立しません。</p> <p>この現状を前提に、違法利用を意味のないものとし、さらに収益化する手法や仕組みを海外の事業者が編み出しつつあります。（ビジネスモデル等の詳細は省略）</p>
	<p>一部のアーティスト（権利者）やマネジメント会社では楽曲での回収から、興行やマーチャンダイジングによる回収へと収益構造をシフトしつつあると聞くが、このような流れに対してどのようにお考えでしょうか。【古嶋構成員】</p>	<p>◆ 楽曲そのもので資金回収したいのですが、ネット上の違法流通があまりにも膨大でそうせざるを得ない状態になっています。</p> <p>一方で、様々なメディアにおける音楽の利用はまったく減っていません。（携帯音楽プレーヤーの販売台数、YouTubeの周辺などを見ればむしろ増えている）</p> <p>権利者団体は、様々なメディアにおける音楽の利用を最大限収益化し、音楽業界各社の運営を支える固定収入をもたらず義務があります。それがひいては興行などのリスクの高いビジネスを支えることにつながると考えます。</p>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
<p>--- 【質問】</p>	<p>海外での違法ダウンロード対策につき、ご教示いただけますと幸いです。【三尾構成員】</p>	<p>◆ ネットワークにおける違法流通において、第一義的な侵害者はアップローダーです。各国における警察の取り締まり、権利者による民事訴訟においても重点はアップローダーに置かれています。日本では、ダウンロード対策も必要ということで法改正がなされましたが、アップローダー対策を抜きにして実効性はありません。</p> <p>海外のスリーストライク法制度などは、ほとんどがアップローダーを対象にしています。</p>
	<p>P2Pによる違法ダウンロード対策につき、ご教示いただけますと幸いです。【三尾構成員】</p>	<p>◆ P2P違法ヘビーユーザーに対して、CCIFにおいて、昨年度から対策の実施を開始しています。（詳細は<a href="http://www.ccif-j.jp/">http://www.ccif-j.jp/</a>）</p>
	<p>海外展開を考えた場合にどのようなアイデアをお持ちでしょうか。【柳川構成員】</p>	<p>◆ 参考として、音楽の場合、アニメなどの挿入楽曲について国際的な権利者団体の連携インフラが存在するため、利用を把握して海外におけるアニメ挿入楽曲の利用を収入とすることができます。</p> <p>海外展開の手段が制作者の収入増につながらないものでは無意味です。</p>
	<p>不正流通防止以外に、コンテンツの国際競争力強化に役立つことは何かお考えでしょうか。【柳川構成員】</p>	<p>◆ 韓国では、徹底かつ強力な違法対策の実施と海外への売り込み攻勢という両輪の政策が省庁を横断して速やかに実施されました。これは日本にとってもいい見本です。</p> <p>日本のテレビにおいて韓国のドラマや音楽がどれだけ放送されているか。東南アジアも同様です。</p> <p>「コンテンツのブロードバンド流通」や海外展開が叫ばれてすでに5年以上経過しています。アイデアはすでに出尽くしている感もあります。競争力強化より今あるコンテンツを海外に売り込む具体策を実施することが望まれます。</p>

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
<p>---</p> <p>【意見】</p>	<p>権利者への適正かつ公正な分配は非常に重要なイシューであり、創造活動におけるモチベーション源泉のひとつであるため最適な制度設計が必要であると考えます。ただ、本件については様々な総務省内外の検討会等で永らく討議されてきたと思われるため、現状における論点/課題など一定の棚卸しが必要であると考えます。【古嶋構成員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークにおける様々な新しいサービスにおいて、コンテンツ・著作物の利用が行われますが、ビジネスの流れは速く、その時点で権利者と利用者双方で交わした契約が最適な権利処理方法です。制度設計を行っている間にビジネスチャンスを逃します。</li> </ul> <p>権利者への配分問題は、民間の取引上の交渉の結果、すなわち契約に任せるべきであると考えます。</p>

## 6 全般的な事項その他

該当箇所	懇談会構成員からの質問・意見(4/7現在)	左記質問・意見への回答
<p>--- 【意見】</p>	<p>他構成員もおっしゃられていたように、コンテンツ制作分野では競争が促されるべきであり、直接的な国の支援/関与は避けるべきであると考えます。一方でコンテンツ流通ウィンドウの多様化、アジア/新興国をコアとした多地点化が進展する中で、ビジネスマインドを持って製作/販売が可能な国際プロデューサー人材の育成を産官学挙げて如何にサポートすべきかを本懇談会のイシューとしたい。併せて、そのようなポテンシャル人材が特定企業への集中や、国外企業への逃避を回避すべく、活動可能な場の提供およびインフラストラクチャー設計（例えば、バイオポリスやシリコンバレーのように国内外のアイディア/企画が自律的に集まる仕組みや、ファイナンススキーム等）が必要であると考えます。【古嶋構成員】</p> <p>第1回の会合で発言しようと思いつきながら失念しておりましたが、海外展開のためのインフラとして、翻訳者・字幕制作者等の育成（相手国側の人材育成を含む）は、国の役割として考えられると思います。【小塚構成員】</p>	<p>◆ 本懇談会における今後の議論の中で、国際プロデューサー人材の育成に向けた支援策のあり方をご検討いただき、活動の場の提供、インフラ設計等を含む具体的提言をいただくことを切に希望します。【事務局】</p> <p>◆ インターネット上では多言語が使われることから、翻訳や字幕に対して膨大な需要があります。これまでは、大量のボランティア（一部では違法アップロードに字幕をつける違法に近いものも）がこれを担ってきました。</p> <p>アニメ業界ではボランティア翻訳者・字幕制作者の人材を「正規化」する取り組みが実施されつつあります。</p> <p>【日本音楽著作権協会様】</p>

事務局に対するご質問・ご意見等も適宜ご記入ください。